

輪島市監査公表第 26 号

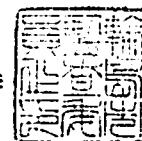
地方自治法第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年11月5日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
(公の施設指定管理者監査)

2 監査実施日及び監査対象団体

平成24年10月26日（金） ミズノスポーツ株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市中央区北浜4丁目1番23号

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作
輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

平成24年度（平成23年度関連分含む）における公の施設の管理業務及び施設の管理に係る出納その他の事務について帳票及び帳簿等の審査をするとともに、関係者から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法によりミズノスポーツサービス株式会社において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から公の施設の管理に関する協定締結に係る決裁文書、協定書、事業報告書等の提出を求め内容の確認を行っている。

(1) 監査に係る公の施設

- ア 一本松総合運動公園体育館
- イ 一本松総合運動公園市民温水プール
- ウ 輪島市総合体育館
- エ 輪島市輪島野球場

(2) 指定管理料

上記(1)の公の施設に係る指定管理料の総額は、268,640,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)となっている。

(3) 指定管理期間

平成24年4月1日～平成27年3月31日

・所管課：教育委員会生涯学習課

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象団体に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○上記の指定管理施設において、各種利用促進、利用者増への取り組みの結果、前年度と比べ総会員数、利用者ともに増加したことは大変評価できる。今後も市外からの合宿・大会誘致に加え、市民向けのPR活動に力を入れ、引き続き利用者増に一層の努力をお願いする。

○危機管理対応（緊急時・非常時等の対応）については、利用者参加型の訓練は、現在のところ実施されていないとのことであるが、様々な状況を想定し、施設利用者を交えての実践的訓練を行うことも検討されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

なし